

日立造船株式会社「(仮称) 笹峠風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年7月16日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 笹峠風力発電事業環境影響評価方法書について、日立造船株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県相馬郡飯館村及び伊達郡川俣村
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大73,100kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 元年 8月28日
環境大臣意見受理	令和 元年11月15日
経済産業大臣意見発出	令和 元年11月21日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2年 1月23日
住民意見の概要等受理	令和 2年 3月27日
福島県知事意見受理	令和 2年 6月17日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年 7月16日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

**日立造船株式会社「(仮称)笹峠風力発電事業環境影響
評価方法書」に対する勧告内容**

1. 対象事業実施区域の周辺では大規模な風力発電事業が複数計画されていることから、本事業との累積的な影響について、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
2. 大気質に係る評価地点の選定については、事業計画の具体化に当たり、適切に選定した上で、調査、予測及び評価を実施すること。
3. 生態系の典型性注目種については、鳥類を追加するなど適切に選定を行うこと。
4. 両生類及び昆虫類の調査について、早春季の調査を追加すること。

(福島県知事からの意見書の写しを添付)